

20 監査報告第 10 号

平成 20 年 12 月 3 日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	三須和夫
同	西巻義通

地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

# 第 1 期財政援助団体等監査結果報告

## 1 監査の対象

### (1) 財政援助団体

- ア 千葉県献血推進協議会 (所管部局：保健福祉局健康部)
- イ 千葉県保育協議会 (所管部局：保健福祉局子ども家庭部)
- ウ 千葉県学校保健会 (所管部局：教育委員会事務局学校教育部)

## 2 監査の範囲

平成19年度における補助金に係る出納その他の事務  
ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

## 3 監査の期間

平成20年8月1日から同年11月26日まで

## 4 監査の方法

今回の監査は、財政援助団体における補助金に係る出納その他の事務が、適正かつ効果的に行われているかなどを主眼に実施した。また、所管部局の当該団体に対する財政的援助に関する事務についても併せて監査を実施した。

監査に当たっては、関係書類を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

## 5 監査の結果

対象団体の事務及び当該団体に関する所管部局の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。所管部局においては、対象団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、対象団体においても適切な措置を講じられたい。

### (1) 財政援助団体

#### ア 千葉県献血推進協議会

##### (ア) 補助金の交付条件を遵守すべきもの

献血推進協議会運営補助金交付要綱第6条によると、補助金の交付条件として、補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとされている。

しかしながら、献血推進協議会では、献血者へ配布する記念品に係る報償費の増加などにより経費の配分の変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ

市長の承認を受けることなく補助事業を完了し、実績報告書を提出していた。  
献血推進協議会においては、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。

#### イ 千葉市保育協議会

##### (ア) 出納事務の責任者を明確にすべきもの

保育協議会の出納事務は、各区会及び委員会に予算を配分し、それぞれが物品購入等を行い、相手方から領収書を徴し、これを役員である会計が取りまとめる方法で行っている。

しかしながら、保育協議会では、各区会及び委員会が物品購入等を行う際に会としての意思決定を行ったことを示す書類を作成していないので、出納事務の責任者が明確でなかった。

保育協議会においては、出納事務を適正に行うために、意思決定を示す書類を作成するとともに、出納事務の責任者を明確にされたい。

##### (イ) 補助金の交付条件を遵守すべきもの

保育協議会運営補助金交付要綱第4条によると、補助金の交付条件として、補助事業の内容、経費の配分又は経費の遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとされている。

しかしながら、保育協議会では、区会活動に要する経費の増加により補助事業の経費の配分の変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ市長に承認を受けることなく補助事業を完了し、実績報告書を提出していた。

保育協議会においては、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。

#### ウ 千葉市学校保健会

##### (ア) 出納事務の責任者を明確にすべきもの

学校保健会の出納事務は、担当者が物品購入等を行い、相手方から領収書を徴し、これを基に帳簿に記載する方法で行っている。

しかしながら、学校保健会では、担当者が物品購入等を行う際に会としての意思決定を行ったことを示す書類を作成していないので、出納事務の責任者が明確でなかった。

学校保健会においては、出納事務を適正に行うために、意思決定を示す書類を作成するとともに、出納事務の責任者を明確にされたい。

(イ) 現金出納簿を作成すべきもの

学校保健会の出納事務は、担当者が物品購入等を行い、相手方から領収書を徴し、これを基に帳簿に記載する方法で行っている。

しかしながら、学校保健会では、預金通帳等を確認したところ、現金を口座からまとめておろして手持ち現金として保管し、担当者が物品購入等を行った際に使用しているが、現金出納簿を作成しておらず、日々の手持ち現金の確認を行っていなかった。

学校保健会においては、現金の管理を適切に行うために現金出納簿を作成されたい。

(ウ) 補助金の交付条件を遵守すべきもの

学校保健会事業補助金交付要綱第5条によると、補助金の交付条件として、補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとされている。

しかしながら、学校保健会では、事務局費の増加により補助事業の経費の配分の変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ市長に承認を受けることなく補助事業を完了し、実績報告書を提出していた。

学校保健会においては、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。

(エ) 経費の負担を適正に行うべきもの（教育委員会事務局学校教育部）

学校保健会は、毎年1回、総会及び講演会を行っている。

しかしながら、19年度の同会の総会及び講演会については、同会を所管する保健体育課名義で会場使用の申し込みが行われ、この会場使用料の請求が保健体育課主催の学校給食指導主任研修等と併せてされたことから、誤って保健体育課が同会の会場使用料を負担していた。

市は、学校保健会との事務区分を明確にし、経費の負担を適正に行われたい。

## 参考：監査対象団体の概要

### 1 千葉市献血推進協議会

- (1) 設立年月日 昭和46年6月3日
- (2) 設立目的 献血思想の普及と献血者の組織化を図り、輸血用血液の確保により医療の万全を期すことを目的とする。
- (3) 所在地 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市保健福祉局健康部健康医療課内
- (4) 代表者 会長 藤代 謙二
- (5) 事業内容
  - ア 献血思想の普及  
広報活動として、パンフレット、チラシの配布及びポスターの掲示を行う。  
また、献血参加者に対し、ボールペン等の配布、献血者に対する記念品の配布や献血キャンペーンの実施を行う。
  - イ 献血計画の策定  
献血推進事業実施計画を定めると共に、千葉県が定めた千葉市域の献血目標について、千葉市主体及び日本赤十字社千葉港血液センター主体の献血目標を定める。
- (6) 対象補助金 千葉市献血推進協議会運営補助金 1,140,000円

### 2 千葉市保育協議会

- (1) 設立年月日 平成4年4月1日
- (2) 設立目的 千葉市内公私立保育所・園職員相互の連携を保ち、研修と親睦を図ると共に、保育事業の健全な育成発展に寄与することを目的とする。
- (3) 所在地 千葉市中央区千葉港2番1号  
千葉市保健福祉局子ども家庭部保育課内
- (4) 代表者 会長 吉岡 正夫
- (5) 事業内容
  - ア 保育事業の運営及び指導育成  
保育事業の発展向上を期し、事業に関する調査、研究、協議を行い、かつその実践を図る。
  - イ 職員の育成と親睦  
職員運動会等をとおして、職員相互の親睦を図る。

ウ 研究会、研修会、講習会への派遣及び実施  
研究会、研修会、講習会をとおして、保育者としての知識・技能・態度を磨く。

エ 保育事業に関する調査、研究、企画  
社会情勢を踏まえ、これからの保育所の社会的意義と役割、保育実践などについて深めていくとともに、今後の保育所の役割と取り組みについて研究を進める。

オ 保育事業の広報、宣伝  
広報誌「はぐくみ」の発行をとおして、千葉市保育協議会の活動状況や保育に関する幅広い情報提供により会員の相互理解を深める。

(6) 対象補助金

千葉市保育協議会運営補助金 1, 926, 480円

3 千葉市学校保健会

(1) 設立年月 昭和23年10月

(2) 設立目的 千葉市における学校保健・安全・給食の研修及び普及充実を図り、併せて児童・生徒の健康増進を図ることを目的とする。

(3) 所在地 千葉市中央区問屋町1番35号  
千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課内

(4) 代表者 会長 神田 敬

(5) 事業内容

ア 学校保健・安全・給食に関する研究調査及び研修

部会ごとに調査研究及び実践研究等を行い、研究発表会の開催や報告書を作成して普及・充実を図っている。また、健康教育の推進校に対する助成や毎年開催される指定都市学校保健協議会に参加者の派遣を行い、会員の資質向上に努める。

イ 学校保健・安全・給食に関する講演会の開催

現代的健康・安全・給食に関する課題になる内容を取り上げ、関係者に対して講演会を開催する。

ウ 健歯児童・生徒の表彰

千葉市歯科医師会、千葉市教育委員会と共催し、市内の小学校6年生・中学校3年生の健歯児童生徒及び学校歯科保健活動推進校の表彰を行う。

(6) 対象補助金

千葉市学校保健会事業補助金 2, 312, 340円